

令和2年4月8日

加古川市

新型コロナウイルス感染症対策による保育所の対応について (「緊急事態宣言」を受けて)

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく、政府の「緊急事態宣言」を受けて発出された兵庫県知事の要請に基づき、保育所等の今後の対応については下記のとおりです。

記

1 保育所等について

保育所は原則として開所しますが、「緊急事態宣言」が発出されている間は、感染防止のため、兵庫県知事から「家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛を要請」とありましたので、ご協力をお願いします。やむを得ず預ける場合も、勤務等の都合がつき次第お迎えをお願いします。

※今後状況に変化があった場合には、上記取扱いに変更が生じる場合があります。

2 保育料について

令和2年3月に引き続き4月においても、登園自粛により欠席をしている児童の保育料について、日割り計算による減免を行います。

3 公立認定こども園・保育園の給食費について

公立保育所の3歳以上児の給食費については、保育料と同様に3月分に引き続き4月分についても自粛欠席分について日割り計算による減免を行います。

※私立保育所等の給食費については、各施設にご確認ください。

4 育児休業からの復職期限の延長について

令和2年4月1日及び5月1日の入所については、通常入所日の翌月15日までを育児休業の復職期限としていますが、勤務先が作成した「新型コロナウイルス感染症予防のため育児休業を延長する」旨の証明書の提出がある場合に限り、復職期限を令和2年7月1日まで延長します。
(証明書の提出期限等詳細はお問合せください。)

5 保育所等において、園児もしくは職員が陽性と判明した場合

園児もしくは職員が陽性と判明した場合は、感染拡大防止のため臨時休園になります。
また、園児もしくは職員が濃厚接触者と特定された場合は、自宅待機を依頼します。

【問い合わせ先】

加古川市こども部幼児保育課

入園係 079-427-9213 (直通)

令和2年4月9日

保護者各位

社会福祉法人報徳福祉会

新型コロナウイルス感染症対策による園の対応について

新型コロナウイルスの影響で、心落ち着かない日々が続いております。

昨日、別紙のとおり、加古川市より「緊急事態宣言」を受けての対応についての通知がありました。これを受けて、当園としましての今後、5月6日までの方針を下記の通りお知らせいたしますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

- 1 登園自粛に関しては、できるだけ人との接触を避けるという観点から、保護者の方がご家庭にいらっしゃる場合（産休・育休中、在宅ワークの方等）は可能な限りご協力をお願いいたします。
- 2 3歳未満児の保育料に関しては、自粛により欠席した日数を園のほうで集計し、後日市へ報告しますので、それに基づき、日割り計算により減免されることとなります。
登園許可書の必要な感染症により欠席される場合などは自粛の対象にはなりませんので、欠席のご連絡をいただく際に、自粛による欠席かそうでないかをあわせてお知らせくださいますようお願いいたします。
- 3 3歳以上児の給食費に関しては、4月分から、自粛により欠席した日は、後日日割り計算により減免させていただきます。保育料の減免と同じく、登園許可書の必要な感染症により欠席される場合は自粛の対象にはなりませんので、自粛による欠席か否かをお知らせいただくようお願いいたします。
- 4 その他
 - ・ 体操指導の先生、課外スポーツクラブ、井上先生の来園はありません。
 - ・ 5歳児のスイミングもお休みになります。
 - ・ 避難訓練、誕生会等の行事は延期とします。
 - ・ 園内は、引き続き、こまめな換気、消毒、手洗いの徹底等感染予防に努めていきます。保護者の皆様には送迎の際、手指の消毒、マスクの着用をお願いいたします。
 - ・ 急なお願いやお知らせがある場合はさくらメッセージにてお知らせしますのでご確認ください。
 - ・ 自粛にご協力いただく中で、ご不安なこと、お聞きになりたいこと等ございましたら、ご遠慮なく園のほうへお電話ください。